

## 食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会 第2回家畜衛生部会議事録

日 時：平成16年7月21日（水）  
場 所：農林水産省第一特別会議室

### 開 会

○栗本衛生管理課長

定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会、消費・安全分科会第2回家畜衛生部会を開催させていただきます。

### 消費・安全局長挨拶

○栗本衛生管理課長

開会に当たりまして、中川消費・安全局長から御挨拶を申し上げます。

○中川消費・安全局長

おはようございます。委員の皆様方には、大変暑い中、またお忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

本日は第2回家畜衛生部会ですが、実は第1回目が昨年9月20日過ぎでありまして、もう10カ月たってしまったわけでございます。第1回目の当部会において特定家畜伝染病の防疫指針なり飼養衛生管理基準のお取りまとめ、御審議をいただくということをお願いしておりましたが、秋にはコイヘルペスウイルス病、その後アメリカや日本でのBSEの発生、それから年が明けましてからは高病原性鳥インフルエンザと、私どももいろいろと新たな疾病等々の対応で忙殺されて、予定よりも大変遅れた形で、本日、今申し上げましたもろもろの指針等につきまして御審議をいただくこととなったわけでございます。この間、昨年の7月に消費・安全局もでき、消費者の方々、国民の方々の健康保護を最優先にして施策を実施していくということでやってまいったわけがありますけれども、具体的な対応に紛れて準備が遅れましたこと、改めておわびを申し上げます。

各小委員会で御検討いただきました案については後ほど御説明申し上げますけれども、これからの食の安全・安心の確保のために、リスク管理として一番大事なことは、生産現場から消費者の手元に届くまでのそれぞれのステージできちっとしたルールを策定し、関係の方々がそのルールを守って、きちっとした対応をしていただくということが何よりも大事かと思っております。今日の議題はそういった意味での基礎になるガイドラインでございます。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

簡単でございますけれども、開会に当たりまして御挨拶申し上げます。よろしく願いいたします。

○栗本衛生管理課長

それでは、田嶋部会長に進行をお願いしたいと思います。

## 部会長挨拶

### ○田嶋部会長

部会長の田嶋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの局長の御挨拶にもございましたけれども、昨年9月の第1回部会以来、家畜衛生関係では、米国でのBSEの発生、そしてまた高病原性鳥インフルエンザの発生等、国民的関心事項ともなるような大きな出来事が相次いだわけでございます。このため、当部会への諮問事項であります各種防疫指針や飼養衛生管理基準についての小委員会での審議が中断いたしまして、この部会の開催が大幅に遅れる結果となりました。この家畜衛生部会の役割も、このような出来事が相次ぎまして、より大きなものになってきたというふうには言えるのではないかと思います。

本日は限られた時間ではございますけれども、円滑な審議への御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 配付資料の確認及び委員の出欠状況について

### ○田嶋部会長

議題に入ります前に配付資料の確認と本日の委員の出欠の状況につきまして、事務局から御報告をお願いします。

### ○栗本衛生管理課長

まず配付資料の御確認をお願いいたします。

お手元に配付してございます資料は、資料1と資料2が1枚紙でございまして、資料3が色刷りの横になったつづり、そして資料4と続きまして、資料8まであるかと思っております。また、参考資料といたしまして1から6まで御用意させていただいておりますが、順番に入っておりますので、御確認いただけますでしょうか。

それでは、本日の委員の出席状況について御報告をさせていただきます。

東京大学大学院農学生命科学研究科教授の小野寺委員、林牧場代表取締役の林委員、国際獣疫事務局のアジア太平洋地域代表の藤田委員のお三方につきましては、本日は御都合により御欠席との連絡をいただいております。

委員数16名のうち御出席いただいている方は13名でございます。したがって、食料・農業・農村政策審議会令第9条の規定によりまして、本部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は、委員の先生方の御紹介は省略させていただきますが、事務局といたしまして中川消費・安全局長、その隣に伊地知参事官、それから生産局畜産部から清家畜産企画課長、それから消費・安全局の姫田消費者情報官、そして衛生管理課の境葉事・飼料安全室長が出席しております。

申し遅れましたが、私は衛生管理課長の栗本でございます。よろしく願いいたします。

### 家畜衛生をめぐる情勢等について

### ○田嶋部会長

それでは、本日の取り進め方ですが、昨年、部会が設置されてから1年ぶりの部会でございますので、まず家畜衛生をめぐる最近の情勢等につきまして事務局から御説明い

たきます。そして、特定家畜伝染病防疫指針の作成及び飼養衛生管理基準の設定について御審議いただくこととなっております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

最近の家畜衛生をめぐる情勢等につきまして、事務局から御説明をよろしく願います。

#### ○栗本衛生管理課長

それでは、資料3の「家畜衛生をめぐる情勢」によりまして御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページは家畜伝染病予防法の概要でございます。昨年の第1回部会でも御説明させていただきましたので、簡単にごらんいただきたいと思っております。

この法律は、四角の中の二つ目でございますが、家畜の伝染性疾病の発生予防、それからまん延を防止するための措置、そして三つ目にあります侵入等を防止するための輸出入検疫などについて規定をしております。後ほど御審議いただきます飼養衛生管理基準は、発生予防のために定め、所有者に遵守を義務づけるものでございまして、特定家畜伝染病防疫指針は、発生予防・まん延防止のためにあらかじめ定めて公表しておくものでございます。いずれも昨年の改正で新たに規定されたものでございます。

その下の絵、「我が国の家畜防疫体制の仕組み」です。昨年から特に変わったところはございませんけれども、家畜保健衛生所の箇所数が昨年から1カ所減っております。今年の4月1日現在で全国に178カ所ございまして、家畜防疫委員の数は2,477名です。これは、昨年が2,099名でしたので、378名増えております。2,477名のうち獣医師が2,173名となっております。この方々が、左側に生産者がおりますけれども、第一線でまん延防止・発生予防等についての指導をしてもらっているわけでございます。

次のページをお願いいたします。家畜伝染病の発生状況でございます。表の方をごらんいただきたいのですが、口蹄疫は、前回も御説明いたしましたが、平成12年に92年ぶりで発生しまして、約半年で清浄化を達成し、その後は発生がございません。

2段目の流行性脳炎ですが、これは日本脳炎でございます。本年に入って豚で2件発生しております。

その下の炭疽、結核病は日本脳炎とともに人畜共通の伝染病ですが、近年は発生が少なく、今年は発生がございません。

それから、次のヨーネ病は牛が頑固な下痢をする慢性病でございますが、近年、検査が強化されておりました、摘発が続いております。

その下の伝達性海綿状脳症、牛がBSE、めん羊がスクレイピーでございます。BSEについてはこれまでに11例発生しております。後ほどもう少し詳しく御説明をさせていただきます。めん羊のスクレイピーは、昨年1件ありましたが、今年は発生がございません。

その下の豚コレラですが、これは平成5年以降発生がございません。今年の3月に南九州で発生を疑う事例が1例ございましたけれども、これは野外感染ではないことが確認されております。

その下がニューカッスル病で、これは昨年、今年と発生がございません。

一番下が高病原性鳥インフルエンザです。これは後ほど詳しく御説明いたしますが、ここでは発生件数が5件となっております。山口、大分、京都の2例で一般的には4例というふうに御認識かもしれませんが、注の2にございまして、兵庫県の食鳥処理場に3例目の京都の農場から生きた鳥が出荷されておりました、その鳥が食鳥処理場でまだ生きていて、その鳥からウイルスが分離されたということがございまして、これを

患畜と扱っているのです、ここでは5件という扱いになっております。

次のページをお願いいたします。我が国におけるBSEの発生状況でございます。表の中の8例目以降が昨年9月の会合以降に確認された牛でございます。8例目は生まれたのが13年10月、9例目は14年の1月です、それまでの1例目から7例目までがいずれも平成7年の12月から8年の4月あたりまでの生まれだったのに比べて若い牛、8例目が23カ月齢、9例目が21カ月齢ということで、いろいろ取り上げられた事例でございます。

もう一つ、8例目につきましては、厚生労働省の「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」の結果、今までのものとはプリオンのタイプが違うということで非定型的なBSEと判断されております。この事例につきましては現在動物衛生研究所で感染実験が行われております。本当に感染性があるのかどうかということについての実験中でございます。

それが8例目、9例目で、これはいずれも肉骨粉の給与規制をした後に生まれているということもございました。原因究明については、それまでよりも詳しく、クロスコンタミ等について調べてきたところでございます。

その後の10例目につきましては1例目から7例目と同じ時期の生まれのホルスタインの雌でございまして、11例目につきましては死亡牛の検査で確認されております。

地図に載っています11例は、オレンジ色がついているのはと畜場でのBSE検査での確認例、それからピンク色はと畜場での検査が開始される前のサーベイランスで確認された牛、そして黄色が死亡牛検査で見つかった牛という色分けになっております。

死亡牛検査につきましては、次のページの左下に説明を書いておりますが、農場で飼っているうちに死んでしまった牛のうち、24カ月齢以上の牛につきましては、死んだときに届け出を義務づけるとともに、これらのBSE検査を原則として昨年4月1日から実施することとされておりました。今年4月1日からはすべての都道府県で全頭検査を実施してもらっております。年間10万頭近く出る死亡牛ですので大変な作業ですが、各都道府県で対応していただいております。

その右下に「BSEの感染源・感染経路の究明について」ということで簡単に記載してございます。1例目から7例目までにつきましては、昨年9月に専門家からなるBSE疫学検討チームによる報告書が取りまとめられております。80年代に英国から輸入された牛、あるいは加熱処理が不十分だったイタリア産の肉骨粉等が感染源となった可能性が指摘されまして、これらが配合飼料工場における製造や配送の段階において牛用の飼料に何らかの形で交差汚染した可能性があり得るといったことが報告されております。代用乳に使われている油脂についても可能性が議論されましたけれども、これにつきましては、詳細な調査の結果、可能性が低いと言われております。

その後発生いたしました先ほどの8例目から11例目につきましては、さらに詳しい分析等を実施中でございます。

それから、現在、食品安全委員会ではBSEの国内対策全般についての検証が行われているところでございます。

次のページにまいりまして、高病原性鳥インフルエンザ対策についてでございます。この病気につきましては、近年の海外での発生状況を懸念しておりまして、「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」を昨年9月17日に衛生課長通知の形でつくってお示しをしておりまして、昨年12月、韓国で発生が拡大しておりましたのを受けて、各都道府県あるいは関係団体に情報提供をさせていただくとともに、12月24日にもう一度注意を徹底していただくための通知を出させていただきました。

そして1月12日になって山口県での発生が確認されたわけですが、下の方の少し詳しく書いてある方をごらんいただきたいと思っております。1月12日に山口県で発生しました

が、ここは比較的小規模な養鶏場での発生でした。この発生の際は、その当時の半径30kmに移動制限をかけるといったマニュアルどおりの対応をさせていただきました。

そして2月17日に大分県で発生いたしました。これは養鶏場ではなくて愛玩用のチャボ、アヒルに発生した事例でございます。これで一般の方々が更に心配をなさるようになってきました。

そして3例目が京都においての発生でございますが、ここは大きい養鶏場であったことと発生の届け出をいただけなかったことで混乱が大きくなったわけでございます。

3月5日になりまして、近くで見つかったカラスがウイルスを保有していたこと、そして3例目の発生農場から4kmぐらいいか離れていないところでの続発が確認されたことから、国民の方々が大変心配されたということがありましたので、3月9日になり、「国民の皆様へ」という形で、食品安全委員会、厚生労働省、環境省、そして私どもの省と連名で通知を出させていただきました。

この4カ所での発生につきましては、1例目は先ほど申し上げましたようにつくっていたマニュアルどおりの対応、2例目以降はマニュアルを適宜改正したりしながら対策をとらせていただいております。そして4月13日、清浄性が確認されたので、すべての移動制限を解除しております。

この間の政府の取り組み等ですけれども、3月2日に関係省庁対策会議を設置しております。先ほど連名で出させていただいた4つの府省等、それに加えて警察庁、防衛庁、内閣府などを含めた関係省庁対策会議を設置していただいております。16日には「鳥インフルエンザ緊急総合対策」が取りまとめられました。そして3月29日には省内に「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」を立ち上げております。

そして、4月以降、3例目のところで届け出をいただけなかったということがございましたので、疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化、それから移動制限命令に協力していただいた畜産農家に対する助成の制度化等を内容とする法律改正を準備いたしました。これが6月2日に公布・施行されております。

後ろの方の参考資料3に少し詳しい資料を添付させていただきます。 「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の概要について」という1枚紙です。

改正の概要をざっと御説明いたしますが、疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化のところをごらんいただきたいと思います。これは殺処分の対象となった家畜等の所有者に手当金が交付されるのですが、届け出をしなかった、まん延防止に必要な措置を講じなかった者に対しては、これを支払わないということを定めております。それから、届出義務に違反した所有者に係る罰則を強化させていただきました。

それから、移動制限命令に協力していただいた畜産農家に対しては、卵が出荷できない、あるいは鳥を出荷できなかったことによって売上額の減少等が出るわけで、そのことについて都道府県が助成する場合に、国がその助成額の2分の1を負担するというのを制度化しております。

それから、都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担ですけれども、従来から国が負担しているものに加えて、さらに防護服や車両消毒等にかかる購入費や賃借料についても対応できるようにという改正をさせていただきます。これが既に6月2日に公布・施行されております。

先ほどの資料にお戻りいただきまして、6月30日には、先ほど申しました鳥インフルエンザ感染経路究明チームの報告書が取りまとめられております。これは、「参考資料4」とは書いていないのですが、「高病原性鳥インフルエンザの感染経路について」という少し厚目の資料を御用意させていただきます。

これの3ページにチームのメンバーの先生方のリストが入っております。委員でもあら

れます寺門委員に座長をお願いいたしまして、まとめていただきました。野鳥の研究者、あるいは発生県の担当だった方々等にも入っていただきまして、かなり詳細な検討を加えていただきました。

そして、69ページをごらんいただけますでしょうか。内容については省略させていただきますけれども、まとめの御提言の中に「今後の予防対策」を盛り込んでいただいておりますが、ここに①から⑨まで、いろいろな対策について書いてあります。従来のマニュアルも御審議いただきまして防疫指針にしていきますけれども、これに盛り込まれているようなことをしっかりやっただけならば、一番最後の行にありますように、「衛生管理を徹底すれば、たとえ国境なき伝染病である本病といえども予防は可能である」という取りまとめをしていただいております。内容については省略させていただきます。

資料3の次のページをごらんいただきたいと思います。6の「動物検疫の概要」でございます。これも特に変わったところはありませんが、動物検疫は、家畜伝染病予防法に基づきまして家畜の伝染性疾病が侵入することを防止するために実施しているほか、上の枠内の二つ目にありますが、狂犬病予防法に基づいて狂犬病が侵入することを防ぐためにも実施しております。それから、サルを介してエボラ出血熱やマールブルグ病が侵入することを防ぐため、これは感染症法に基づいてやっています。三つの根拠、法律に基づいて実施しております。なお、狂犬病予防法の関係につきましては、近年の周辺国での発生の拡大を踏まえて、侵入防止に万全を期すための見直しを現在進めているところでございます。

一番下に家畜防疫官の数が入っていますけれども、15年が299名、16年末までに312名に増えることになっております。防疫官の数も少しずつ増やしていただいているところでございます。

次のページにまいりまして「海外のBSE発生に伴う措置」ですけれども、これまでの措置としては、BSE発生国からの牛肉・肉骨粉等の輸入をとめることを原則にやっております。

そして、②ですけれども、カナダで昨年（15年）5月に発生しております。このときは直ちにカナダ産の牛肉等の輸入をとめております。その後、米国がカナダ産の牛肉の輸入を再開するということがございまして、米国経由でカナダ産の牛肉が入ってこないようにという措置もとらせていただいております。

それから、昨年の12月24日に、米国のワシントン州でBSEに感染したホルスタインが確認されたということで、直ちに米国からの牛肉等の輸入を停止しております。

右側の絵をごらんいただきますと、BSEの発生が報告されている国は赤い色になっておりまして、アメリカは黄色になっています。アメリカでもエライザ検査陽性牛が何頭か報道されましたけれども、いずれも確認検査はマイナスでありまして、確認されている1頭がカナダからの輸入牛であるということなので、アメリカは赤ではなくて黄色になっているということでございます。日米の関係は次のページに少し詳しく御説明しておりますので、アメリカのBSEについては次のページで御説明させていただきます。

経緯の（1）ですが、昨年12月に米国におけるBSE発生確認を受けまして、日本は直ちに米国からの牛肉等の輸入を停止しております。12月24日付で、厚生労働省は食品衛生法の観点から、私ども農林水産省は家畜伝染病予防法の観点から、それぞれ輸入を停止しております。

その後の状況は、右の方に年表のように出来事を日を追ってお示ししております。何度か日米の協議が行われておりまして、下の三つですけれども、日米のワーキンググループが開かれております。専門家・実務担当者によるワーキンググループを置いて、B

SEの定義、検査方法等、専門的・技術的な事項について議論を行っていくということが、4月24日に開催された日米会合の結果、決まっております。これを受けて、第1回目が5月18～19日に東京で開催されまして、第2回目が6月28～30日に米国で開かれ、現在、第3回目が今日から明日の日程で開かれているところでございます。具体的には、BSEの定義や検査方法等、お互いのやり方についての説明をしたり質問をし合ったりするというところで、今回、結果の取りまとめを目指しているところでございます。

次のページをお願いいたします。「9 海外の高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う措置」でございます。

右側の四角の中をごらんいただきたいと思っております。香港、マカオでは平成13年あたりから出ておりまして、イタリアでも14年、韓国では15年の12月からという形で発生が確認されております。日本では、発生した時点で直ちに生きた鳥・家きん肉等の輸入を停止するという取り扱いをしております。このことがやはり鳥肉は危ないのねという御懸念を生んだところがございまして、この措置はあくまでも鳥に病気をうつさないための措置でございまして、先ほど御説明いたしましたように、BSEにつきましては食品衛生法の観点と家畜伝染病予防法の観点と両方で輸入をとめるという措置をとっておりますけれども、この鳥インフルエンザに関しては、家畜伝染病予防法での停止はいたしますけれども、食品衛生法による停止措置はとられていないところでございます。これはあくまでも鳥の病気を心配しての措置だということを御理解いただきたいと思っております。

それから、これをごらんいただきますと、1月9日、15日、22日、25日、27日あたりにアジア各国で急速に発生国が増えてきております。この時点で、2月1日に、家きん以外の鳥、オウムやインコ等、ペットの鳥も発生国から輸入をされておりましたので、これらにつきましては2月1日時点で全部とめるという措置をとっております。現在、ペットの鳥も含めて、発生国からは一切鳥を入れていないという状況になっております。

それから、タイ及び中国につきましては、まだその国に病気は残っているわけですが、我が国が指定した加工施設、適切な加熱処理がされていて、加熱処理された後、再汚染もされないということが確認されている施設からの加熱処理肉については輸入を再開しております。

それから、(13)のアメリカのところでも6月9日までに輸入停止措置を解除していると書いてありますけれども、インフルエンザには強毒のタイプと弱毒のタイプと二通りでございます。強毒のタイプが出ているところは国ごと輸入を停止させていただきますけれども、現在アメリカでは強毒のタイプについては清浄性が確認されておりまして、弱毒の株について発生が続いている州がございまして、弱毒タイプにつきましては、発生している州だけからの輸入をとめていて、そのほかからは輸入ができるという、そういう取り扱いをしているところでございます。カナダにおきましても、発生の後、清浄性確認の後の十分な期間が過ぎておりませんので、輸入停止措置を続けております。

なお、ここにはございませんけれども、最近また中国、タイ、ベトナムでの発生が確認されております。

インフルエンザの発生につきましては季節性についていろいろ御議論もされたりしてございましたけれども、夏場はあまり発生しないということでもない。人のインフルエンザでは流行期は冬だと言われておりますけれども、夏場だから発生しないということではなくて、むしろ中国やタイで発生しているところは、鳥の飼い方の問題、それから今までの清浄化の措置が十分でなかったといったことに起因しているのではないかとされております。

最後のページにまいりまして、家畜衛生に関する情報の発信についてでございます。

病気が新たに発生した場合には、できるだけわかりやすい形での情報提供に努めておりますが、いろいろ反省するべき点もあったと思っております。プレスリリースの実績が下にございますけれども、鳥インフルエンザその他いろいろ案件がございまして、214回のプレスリリースをして、うち43回を記者会見という形で対応させていただいております。今後ともできるだけわかりやすい情報提供に努めてまいりたいと思っております。

右下の新聞広告のところも、このように政府広報、正しい知識の提供という形で載せさせていただいたりしております。

概略の情勢報告は以上でございます。

#### ○田嶋部会長

どうもありがとうございます。

ただいま衛生管理課長からBSEの問題、また高病原性鳥インフルエンザの問題を中心に、膨大な資料を大変わかりやすくおまとめいただきまして、そしてまた農水省がどのように対応されてきたかということ国内及び海外の状況もあわせて詳しく御説明いただきました。そして最後には国内でどのような情報を発信してこられたかということについてもお話しいただいたわけですが、大変ありがとうございました。

何か御意見、御質問等がございましたら、おっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

御遠慮なさらずに、どうぞ。

#### ○吉川委員

2の「家畜伝染病の発生状況」のところ、豚コレラの豚について陽性だったけれども野外感染ではないという表現をされたのですけれども、これは実際にはどういうことだったのですか。

#### ○栗本衛生管理課長

では、もう少し詳しく御説明させていただきます。

と畜場で異常が認められた豚を出荷した農場の豚からウイルスが検出されたということがありまして、その疫学的な状況、周辺状況をよく調べましたところ、未承認のワクチンを使ったということがわかりましたので、コレラ撲滅技術検討委員会を開催し、専門家による御検討をかなり慎重にさせていただきまして、周辺への広がり具合とか、周辺農場を相当詳しく抗体価も調べておりますが、その上がり具合等を総合的に判断して、これは野外株による感染ではなく、不適切なワクチンの使用によるワクチン株がとれたものだという判断をいただきましたので、これは発生の扱いをしてございません。そういったケースがございました。

#### ○田嶋部会長

そのほか、いかがでございますか。

#### ○土井委員

BSEの検査方法等が見直されているのは非常によいことだと思うのですけれども、それと関連して、実は東大の付属牧場が茨城県にありまして、茨城県では牧場あてに12カ月を過ぎためん羊はすべて家保に持ち込めという通達が来ているという話を聞いたのですけれども、めん羊の伝染性海綿状脳症に関する検査等々についての通達は、国として出されているわけではないのですね。地方自治体ですか。

○栗本衛生管理課長

国がやっておりますのは、死亡24カ月齢以上の牛についてです。めん羊はと畜場での検査は12カ月齢以上です。

○中川消費・安全局長

死亡めん羊も12カ月齢についてやっています。

○土井委員

サーベイランスでやっている。

○栗本衛生管理課長

失礼いたしました。12カ月齢以上のめん羊も実施しております。

○田嶋部会長

私から一つ質問させていただいてよろしゅうございますか。

資料3の3番目、「我が国におけるBSEの発生状況」のところで、8番と9番については非定型的なプリオンだったために動物衛生実験所が病原性を今チェックしていらっしゃるというお話でございました。いつごろをめどにその解析の結果が出されるのですか。

○栗本衛生管理課長

非定型的と言われているのは8例目についてでございます、9例目はプリオンのタイプは従来型と言われております。

これは両方とも感染実験をやってもらっていますけれども、まだ今年いっぱいでは結果が出るかどうかというところだと聞いております。

○田嶋部会長

ありがとうございました。

ほかによろしゅうございますか。

○寺門委員

家畜伝染病の発生状況の中で鳥のインフルエンザの件ですが、5件というのがオフィシャルな件数になるのですか。これから正式にどうなるのですか。今までは4件という話でしたが、これからは5件というのが正式な発生件数になるのですか。

○栗本衛生管理課長

家畜伝染病予防法に基づく届出件数としては5件ということで扱わせていただきます。

○寺門委員

そうすると、これからずっと歴史的に5件あったという話になるのですね。

○栗本衛生管理課長

食鳥処理場で見つかったケースを患畜の扱いにしておりますので、家伝法上は5件というカウントになります。ただ、言い方としては「4例の発生があった」と言ったり「3カ所で発生した」という言い方をしておりますけれども、家伝法上は5件とい

うのがオフィシャルな件数です。

### 特定家畜伝染病防疫指針（案）の作成について

#### ○田嶋部会長

続きまして、農林水産大臣からの諮問事項であります特定家畜伝染病防疫指針及び飼養衛生管理基準の審議に移らせていただきたいと思います。

これらの防疫指針や衛生管理基準は、家畜衛生部会の下に設置しました各小委員会において専門的・技術的な調査審議を行っていただいております。また、これらの小委員会では、指針や基準の調査審議のほか、事務局の求めに応じて専門的・技術的な助言を行うこととなっておりますが、これまでの各小委員会の開催状況はお手元の資料4のとおりでございます。家きん疾病小委員会では高病原性鳥インフルエンザへの防疫対応について、また、プリオン病小委員会においては死亡牛検査で発見された11例目の感染牛の診断等について助言を行っております。このあたりも含めまして各小委員会の審議状況を委員長から御報告いただき、さらに指針等の内容について事務局から説明していただきたいと思います。

それでは、牛豚等疾病小委員会委員長の柏崎委員からお願いいたします。

#### ○柏崎委員

それでは御報告いたします。

この小委員会は昨年12月に第1回を開催いたしました。途中、インフルエンザ等の発生がございましたので第2回は少し遅れまして、本年5月に第2回を開催しております。

口蹄疫の防疫指針ですけれども、これは平成14年6月に作成されております口蹄疫防疫要領をベースに審議してまいりました。審議の過程で委員から、発生時の移動制限の距離あるいは移動制限の期間がOIEや海外の事情と整合性がとれるようにしていただきたいという御意見がありました。もう一つ、大量発生時の死体の処分方法等についてはさらに検討する必要があるという意見も出ております。

この指針の基本的な考え方ですが、一つとして、国内で発生した際には殺処分により撲滅を図って常在化を防ぐというのが基本的な考え方であります。

二つ目の考え方といたしまして、すべての関係者が一体となって清浄性の維持や早期発見のための監視体制の維持を図ることは当然でございますが、発生時には迅速あるいは的確なまん延防止対策を講じられるように危機管理体制を構築するということでありませう。

そして三つ目は、患畜等の処分（殺処分）、あるいは死体・汚染物質の焼却、畜舎の消毒等の必要なまん延防止措置を早急に実施することが大切であるということでありませう。

また、四つ目の考え方として、本病の発生を的確に予防する観点から、飼養衛生管理基準の遵守等による家畜の適切な衛生管理の方法について助言及び指導することが非常に重要である、こういったことを骨子としております。ひとつよろしく御検討のほど、お願いいたします。

以上です。

#### ○田嶋部会長

ありがとうございました。

御意見、御質問等があるかと存じますけれども、事務局からの説明の後にお受けした

と思います。続きまして家きん疾病小委員会委員長の喜田委員よりお願い申し上げます。

#### ○喜田委員

家きん疾病小委員会は、昨年9月に高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルをつくりましたが、それに基づいて防疫指針をつくりました。その基本方針は、今回発生があったということで日本にも発生のリスクがあることを認識して、国内で高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合には、殺処分方式によって本病の撲滅を図り、常在化を防止するための対策を実施するというございます。

もう一つは、先ほど申し上げましたように、日本にも高病原性鳥インフルエンザが侵入するリスクがあるということがはっきりいたしましたので、マニュアルにもうたってあったことを、もっときちんと、年間通して検査をして、モニタリングと称しておりますが、監視体制の維持を図り、発生時に迅速かつ的確なまん延防止対策が講じられるように危機管理体制を構築する、そういう方針で高病原性鳥インフルエンザ防疫指針をつくりました。よろしく申し上げます。

#### ○田嶋部会長

ありがとうございました。

次に、プリオン病小委員会からの御報告をいただくわけですが、委員長の小野寺委員が御欠席でございますので、かわりまして事務局より御報告をお願いいたします。

#### ○栗本衛生管理課長

それでは御報告させていただきます。

プリオン病小委員会は、本年の3月に第1回、そして6月に第2回が開催されたところでございます。

第1回につきましては、死亡牛ではじめて発見された我が国で11例目となりますBSEの判定を実施していただいております。

第2回では、特定家畜伝染病防疫指針の審議のほかに、一つは、食用の脂身から製造される獣脂かす、肉粉ですが、これについては製造事業場における監視が適切に行われることを条件に、事務局案のとおり、ペットフード原料に利用しても差し支えないということをお決めいただいております。

2点目として、と畜場の汚泥、牛由来肉骨粉等の肥料利用に係る調査研究につきましては、BSE感染源の排出の可能性等を重点的に調査することとされております。

3点目といたしまして、8例目、9例目のBSEの事例につきまして、これまでのところ、肉骨粉等の交差汚染の可能性を示すような知見は得られていませんので、動物衛生研究所及び国立感染症研究所で実施中の感染試験の結果等を踏まえた上で疫学的な分析・検討を行うこととされております。

4点目といたしまして、10例目、11例目の感染源につきましては、発生道県及び衛生管理課の調査が終了した段階で本委員会において再度検討することといった助言等をいただいております。

それから、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針につきましては、既にございますBSE検査対応マニュアルをベースに、BSE特別措置法に基づく基本計画の考え方も踏まえて作成が進められてまいりました。部会での御審議をよろしく申し上げますというございます。

#### ○田嶋部会長

ありがとうございました。

これら小委員会の調査審議を踏まえて取りまとめられました特定家畜伝染病防疫指針案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○栗本衛生管理課長

それでは資料5と資料6を御用意いただきたいと思います。

資料5の1ページめくっていただきますと「特定家畜伝染病防疫指針について」という1枚紙がございます。これは前回もごらんいただきましたけれども、BSE発生の際の反省を踏まえて、初動対応が十分でなくて不必要に混乱を招いたということが指摘されていたことを踏まえて、昨年6月に家畜伝染病予防法の一部が改正されまして、こういうことがないように、あらかじめ必要となる措置を総合的に実施するための指針、「特定家畜伝染病防疫指針」を作成して公表しておくこととされているものでございます。

3の下の方でございますけれども、第1回の家畜衛生部会におきまして、当面、口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザに関する指針を作成していくということを御了承いただいているところでございます。

それでは順次御説明をさせていただきます。2枚目以降に概要をおつけしてございますが、資料6の指針の全体像をめぐりながらお聞きいただければと思います。

まず、口蹄疫につきましては、生産局畜産部長名で、平成14年6月24日に通知しております「口蹄疫防疫要領」をベースに、先ほど柏崎小委員長から御説明いただきました牛豚等疾病小委員会で調査審議していただいたものでございます。資料6の最初の3分の1ぐらいがこの指針になっております。

順を追って簡単に御説明させていただきます。まず1ページ、前文の最後のあたりですけれども、本病に関して、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的として作成すること、それから本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加えるとともに、必要があると認めるときは随時見直しを行っていくこととしております。

それから、1ページの下の方ですが、第1の「基本方針」におきましては、「国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分方式により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である」といたしまして、このページの最後のあたりですが、「すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の維持を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策を講じられるよう、危機管理体制を構築しておくことが必要である。」としております。

また、口蹄疫に関して特に重要な事項ですが、1ページの下から殺処分、2ページの真ん中あたりから移動の規制及び家畜集合施設の開催等の制限、そして2ページから3ページにかけてワクチンについての基本的な考え方が示されております。

それから、3ページの上から3分の1ぐらいのところですが、「第2 防疫措置」でございます。ここでは異常家畜の発見の通報があった時点から時系列的に講ずべき防疫措置を順に示してございます。

まず1が「異常家畜の発見の通報から病性決定までの措置」ということで、家畜保健衛生所、都道府県畜産主務課、そして衛生管理課が講ずべき措置が順に示されております。

主なところは(1)の真ん中あたりですけれども、「都道府県は、偶蹄類の家畜の所有者に対し、常日頃から当該家畜の状態を観察し、口腔や蹄などに水疱の形成等の異常が見られた場合には、直ちに獣医師の診察を求めるとともに、家畜保健衛生所に通報す

るなど、早期発見、早期通報に努めるよう指導する。」とされています。

それから、(2)のところですが、家畜防疫員及び家畜保健衛生所は、家畜の所有者、獣医師等から異常畜を発見した旨の通報があった場合には、緊急的な措置について指導又は依頼を行うとともに、立入検査を行うこととしております。

そのような形で順に措置が書かれておまして、6ページに病性が決定されたときの措置が一番下の「2 病性決定時の措置」のところに記載されています。公表や対策本部の設置等について、病性決定時の措置が詳しく記載されています。

それから、7ページの一番下から「発生地における防疫措置」といたしまして、殺処分、死体の処理、消毒、汚染物品の処理、人員の確保等につきまして順に示しております。これが12ページあたりまで続いております。

次に12ページの5で移動の規制及び家畜集合施設の開催等の制限のことが書かれています。72時間以内に限定して通行の制限を行うこと、その他移動制限区域及び搬出制限区域に関するところについて記載をしております。なお、移動制限区域は動かしてはいけないという区域、そして搬出制限区域というのは持ち出してはだめという区域ですけれども、この範囲につきましては、今ご置います口蹄疫防疫要領においては、それぞれ発生地を中心として移動制限区域が30km、搬出制限区域が50kmとなっておりますけれども、小委員会で諸外国の事例を参考にすべきとの御意見をいただきまして、この案では移動制限区域が半径10km、搬出制限区域は半径20kmというふうに変更させていただいております。

15ページをごらんいただきたいと思っております。7にワクチンの使用について記載をしております。ワクチンの使用につきましては殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合に実施することとしておまして、ワクチン接種を行った家畜につきましては、その移動を制限する旨を示しております。

16ページは「9 防疫対策組織」でございます。口蹄疫発生の際には、発生地、都道府県、農林水産省の各段階で防疫活動を組織的かつ円滑に行う必要がございます。そのため、どのような対策本部が必要であるかということにつきまして、17ページにかけて、かなり詳しく例示しております。

それから、17ページの真ん中よりちょっと上のあたりですけれども、第3が「防疫対応の強化」でございます。

ここにおきましては、まず「危機管理体制の構築」といたしまして、さまざまな関係機関が連携して対応することが重要なので、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階で危機管理体制の構築に努めることとされております。また、発生時を想定した防疫演習を実施することも書かれています。

また、2の「試験研究機関等との連携」といたしましては、本病に関する知見の収集や、より効果的な防疫手法の研究開発を推進することが示されております。

その下の3番、「適切な飼養衛生管理方法の助言等」といたしましては、家畜防疫員は、獣医師等と連携して、家畜の適切な衛生管理の方法について助言及び指導すること等を定めております。

次の18ページをごらんいただきたいと思っております。第4の「その他」ですけれども、ここでは牛及び豚の主な病原や病性鑑定用材料の採取方法等について、具体的に、かなり詳しく示しております。

以上が口蹄疫の防疫指針の概要でございます。

続きまして、高病原性鳥インフルエンザに関する指針について御説明をさせていただきます。通し番号のページが振ってなくて恐縮ですが、また1ページからごらんいただきたいと思っております。

この指針案につきましては、既に先生方には資料を配付させていただいているところ

でございますが、先ほど喜田小委員長から御説明をいただきましたとおり、先週の16日（金曜日）に第8回の家きん疾病小委員会を開催していただきました。ここでの御議論を踏まえまして、お送りした資料からは若干加筆修正をさせていただいておりますので、御了承いただきたいと思います。

大きく変更があったところは2ページの「第1 基本方針」のところ、それから14ページの「第2 防疫措置」の「7 ワクチン」と「8 感染経路の究明」の箇所でございます。前から順に見ていただきたいと思います。

この病気につきましては、先ほどから御説明しておりますとおり、衛生管理課長名で平成15年9月17日に通知しております防疫マニュアルをベースに、家きん疾病小委員会で調査審議していただいたものでございます。

1ページの前文につきましては、大きな流れは先ほど口蹄疫でござらんいただきましたことと同じですが、本病の定義や先般の発生経緯等について簡単に記載していただいております。

それから、1ページの一番下の「基本方針」ですけれども、「国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である。」としておりまして、「本病に係る防疫の重要性を十分に認識し、すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の維持を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策を講じられるよう、管理体制を構築していくことが必要である。」としております。

その下の「1 異常家きん等の通報」についてですけれども、これは6月30日の感染経路究明チームの報告を踏まえて若干加筆修正をしております。的確な発生の予防措置が講じられるように、後ほど御説明いたしますが、飼養衛生管理基準等の事項の遵守による家きん等の適切な衛生管理の方法について指導・助言することが大切だということが書かれております。「また、本病の症状は多様であり、症状のみで本病を診断することは困難であることから、都道府県は、獣医師及び家きん等の所有者に対し、常に本病の発生を疑い、本病を疑う症例を発見した場合には、死亡家きん等の羽数の多少にかかわらず、直ちにその旨を家畜保健衛生所に通報するよう指導又は依頼をする。」ということで、このことが重要だとされております。

基本方針についてはそんなところで、第2の「防疫措置」ですけれども、4ページをござらんいただきたいと思います。1の「異常家きん等の発見の通報から病性決定までの措置」のところでも時系列的に講ずべき防疫措置を示しております。（1）の異常家きんの発見の通報から（6）の病性決定までに、家畜保健衛生所、都道府県の畜産主務課、衛生管理課が講ずべき措置を順次示しております。

それから、6ページの下から3分の1ぐらいのところから「2 病性鑑定結果判明時の措置」といたしまして、公表とか対策本部の設置など、病性鑑定結果が判明したときに講ずべき措置について具体的に記載をしております。

それから、7ページの下から3分の1ぐらいですが、「3 発生農場における防疫措置」といたしまして、8ページにかけて殺処分、死体の処理、9ページにまいりまして汚染物品の処理、消毒等、人員の確保につきまして、具体的な対応を前提にした書き方にさせていただいております。

11ページから「5 移動の制限及び家畜集合施設の開催等の制限」ということで移動制限区域や搬出制限区域に関することについて示してございます。

それから、13ページにまいりまして「6 清浄性の確認のための検査等」でございます。これは、先般の発生対応の経験を踏まえまして、家きん疾病小委員会から提言をいただきました点についてマニュアルに追加してございます。具体的には（3）の発生農

場の経営再開のための検査について規定をして、一定のルールを決めさせていただいております。

14ページですけれども、「7 ワクチン」のところでございます。ワクチンの使用につきましては、原則として、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が連続発生、発生農場の飼養家さんの迅速な淘汰が困難となり、あるいは困難になると判断される場合に、専門家の意見を聞いて実施することとしております。

ワクチンを打った場合には、必要な措置があるので、(5)で接種を実施した家さんについては、標識をして、その移動を制限するとともに、接種家さんの農場等は、すべての接種家さん等が処分等をされるまでの間、家畜防疫員による監視が必要だというふうにされております。

それから、14ページの下の方、「8 感染経路の究明」でございます。これにつきましては、感染経路究明チームの報告書を踏まえまして、本病の発生が確認された時点で疫学調査チームを立ち上げ、発生地において防疫措置と並行して疫学調査を実施することが重要だとされましたので、発生地において、担当家畜保健衛生所と連携し、網羅的な疫学調査を実施するというを書き込ませていただいております。

14ページが一番下から「第3 防疫対応の強化」についてでございます。15ページの「危機管理体制の構築」といたしましては、本病は公衆衛生部局等も含めて関係機関が適切に連携していくこと、そして発生時を想定した防疫研修を実施することが記載されておまして、2番目の「試験研究機関等との連携」といたしまして、感染を完全に防衛できるような、より優れたワクチンを開発するための研究を推進することが示されております。

それから、3の「監視体制の維持」といたしまして、先般の発生対応の経験を踏まえまして、かつ、家畜疾病小委員会からも御提言をいただいておりますが、原則として毎月1回、1家保当たり1農場を対象に、本病のモニタリングを継続するということが示されております。

以上が高病原性鳥インフルエンザの防疫指針の概要でございます。

続きまして、牛海綿状脳症の防疫指針について簡単に御説明をさせていただきます。

本病につきましては、生産局の畜産部長名により平成13年10月18日付で通知しております。マニュアルをベースに、農林水産大臣及び厚生労働大臣名で平成14年1月31日付で公表されております「牛海綿状脳症対策基本計画」の考え方も踏まえて、先ほど御説明させていただきましたプリオン病小委員会で調査・審議をしていただいたものでございます。

1ページの前文につきましては、先ほど説明させていただきました二つの疾病と大きな変わりはありません。本病の定義、発生状況等について簡単に示してございます。なお、本文に「〇〇」と書いてある部分が何力所かございますが、発生の状況等につきましては出来上がりの時点で最新の数字を入れさせていただきたいと思っております。

第1が「基本方針」ですが、BSEプリオンに汚染された飼料が牛に給与されないよう、発生の予防を図るとともに、本病を疑う症状を呈した牛の検査等を的確に実施し、そのまん延防止を図ることが重要であるということ、そしてこれらの対策を着実に遂行することにより、本病の清浄国への早期復帰に努めることが基本であるという考え方になっております。

2ページにまいりまして、第2の「防疫措置」でございます。

1の「病性決定までの措置」といたしましては、異常牛の通報、死亡牛の届け出、サーベイランスの実施、病性決定までの連絡や通報体制というふうに、7ページあたりまでにかけて時系列的に示されております。

それから、7ページの上から3分の1ぐらいのところ、2の「発生時の対応」といた

しましては、患畜及び疑似患畜の範囲、患畜発生農場等における措置、と畜場における発生時の措置等について示されております。これが9ページぐらいまで続いています。

9ページの3、「感染源及び感染経路の究明」でございます。ここにおきましては、平成15年9月にBSE疫学検討チームによる報告書が出ているところですが、今後も発生時には疫学調査を実施すること、そして専門家の疫学的な分析手法を踏まえた感染源・感染経路の究明に努めることとされております。

それから、「第3 その他」です。これは先ほど御説明させていただいております2疾病と同様ですが、危機管理体制の構築、試験研究機関等との連携について示しておりますほか、本病に特徴的な事項といたしまして、本病の発生が確認された場合には当該牛の概要について適切に公表すること、それから個体識別台帳の情報を適切に利活用することも盛り込まれております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

#### ○田嶋部会長

大変ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明いただきました特定家畜伝染病防疫指針につきまして、先ほど小委員会の委員長からの御報告とあわせまして、御質問、御意見等がございましたら、お受けしたいと思っております。

#### ○梅原委員

日本養鶏協会です。ただいま喜田先生と栗本課長さんから高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針案なるものの御説明があったわけですが、私ども業界でも家きん疾病小委員会で要望を申し上げてきたつもりですけれども、率直なところ、この防疫指針では、この防疫指針が目的としております本病の発生を防ぐこと、あるいは発生した場合にはその被害を最小限に食い止めるといった目的が達成できないのではないかというのが私どもの意見でございます。1990年代でしたらこれでいいと思うのですけれども、2000年以降の特に現状におけるアジア地域あるいは世界における発生状況から考えて、余りにも現状認識が違っているのではないかというのが私どもの意見でございます。

このことは、4月16日にOIEの会議が開かれて、そこでも勧告をされているわけがありますけれども、この病気はかつては殺処分が原則で、殺してしまえということでありましたけれども、現状はもはや殺処分することのみが防疫の原則ではないというのが世界の常識になりつつあると思っています。

これでは目的が達成されないということの理由ですが、まず第1に、高病原性鳥インフルエンザは過去5例という話がありましたけれども、実際は養鶏場で4例だったのですけれども、感染経路究明チームの御指摘にありますように、はっきりしませんが、どうも渡り鳥らしいと言われておりますし、山口、大分、京都、これはそれぞれ別にウイルスが持ち込まれたのではないかということが言われております。要するに国境がない伝染病なのだ、伝染病には国境がないのだということが言われているわけでありまして。そういう中で、特にアジア地域はどういう状況かといいますと、本病が常在地域で、今でも中国で発生しているわけで、そういう発病が繰り返されているという環境下にありますし、日本は既に汚染国になっていて、極めて危険な状態であるだろう。

もう一つ、日本の場合は、とにかく養鶏密集地帯が非常に多いんです。大分はペットですけれども、京都にしても、先ほど大規模という説明がございましたけれども、あれが平均的な養鶏規模です。私どもの日本鶏卵生産者協会には470名の会員がおりまして、総羽数が1億羽です。つまり、平均で25万羽ぐらいです。ですから、京都は全く平

均的規模なんです。ちょっとしたところは50万羽あるいは100万羽規模の養鶏場が林立しておりまして、特に茨城や千葉は1,000万羽以上の鶏がいる。そういうところが全国10カ所ぐらいございます。

世界を見ましても、これが一度でおさまったという事例はありません。二度三度というとき必ず養鶏密集地帯で発生している。鶏がほとんど死んで、いなくなってしまうと山火事と同じようにおさまるわけですけれども、そういう状況が日本にも発生することが予想されるというのが私どもの認識でございます。そうなった場合、業界は完全に崩壊いたします。その犠牲はほとんどが生産者の方に来ます。したがって、OIEでもそういう状況を回避すべきであるということが指摘されて、これは倫理的にも生理学的にも経済的にも無視できないと。東南アジアでは1億羽以上が淘汰されている、これは無視できない問題だということが言われているわけです。

では日本における対応策は何かということですが、我々はワクチンを使って対応しないと無理だろうと思っています。ワクチンの効果は、重症化の抑制には効果があるものの、感染を防御することはできない、無計画・無秩序なワクチンの使用は本病の発生や流行を促すおそれを生ずる、清浄化確認のための抗体検査の際に支障を来し、長期間かつ多大な経済的混乱を招くおそれがあると、こういうことが指針の中にも書かれておりますけれども、この辺のことも私どもとしてはちょっと納得ができないわけです。

養鶏産業の実情は、現在、鶏に関しても16種類のワクチンが許可されているわけです。ワクチンで完全に感染を防御することはできないことは事実です。しかし、ワクチンを使ってあらゆる病気をコントロールし、なくし、それで現在の養鶏産業が成り立っているという実態があるわけです。要するに、ワクチンを中心とした予防医学が発達したからこそ今日の養鶏産業が成り立っているわけでありまして、ワクチンの効果というのはそういうものだと思うのです。

ワクチンの否定については、マニュアルでは「抑制には効果があるものの、感染を完全に防御することはできない」ということしか書いてありませんけれども、今までの農水省との議論の中では、ワクチンをやるとウイルスが残って人にうつるからだめだとか、野外株と区別できなくなるからだめだとか、よいワクチンがないから、まだだめだとか、こういう理由を言われてまいりました。その辺の理由についても、私どもでも海外調査等をして学習してきましたところ、いずれも科学的根拠がない。我々は無秩序なワクチンの使用をさせろということを言っているわけではなくて、使う場合には特にイタリア等でやっているDIVAシステムというきちんとした管理下でやるのが原則ですけれども、それをやればワクチンを使用することによる弊害は全くないのではないかと。効果はあっても弊害はない。しかも現在の日本の状況からすれば十分効果は期待できる。私どもはワクチンなくしては無理だろうと思っています。

3番目に、今のこの方法で行った場合、衛生管理の徹底で予防は可能であるという感染チームの結論が出されていましてけれども、果たしてそういうことは可能なのだろうか。保証していただけるのだろうか。私どもはそうは思っていません。その場合のリスク評価が全く出ていない。それで使ってはだめだということですから、我々としては対応の仕方がない。

予防措置の問題につきましても、生産者、都道府県、獣医師、研究機関等のいろいろなことが書かれていますし、それはそれでいいのですけれども、もう一つ私どもとしてお願いしたいことは、これは国際的な伝染病ですから、国の責任・役割はどうあるべきかということが基本にないといけません。ただ衛生管理と消毒だけをやって、入ったら通告して殺処分して対応しろということではちょっとおかしいのではないかと。やはり国としての責任、それはリスク評価をきちんとして、現状では国際的に常識となっているD

I V Aシステムを立ち上げて、予防的ワクチンの使用を含めた対応をきちんと出していくことがないと、この指針だけでは今年の秋から冬にかけての流行期には再び発生が起り得る可能性が十分あるだろう。もし養鶏密集地帯に起こったら、これは後からワクチンをやることになっていきますけれども、間に合いません。物理的にも、不活化ワクチンですから注射をやるのにもものすごく時間がかかります。それから免疫ができるまで2週間かかります。そうすると間に合わない。ワクチンというのは予防的に使って初めて効果が期待できる。

そういう点から考えますと、まことに申しわけないのですが、私どもとしてはこの防疫指針では防御することは不可能ではないかということでございますので、できましたら再検討いただいて、D I V Aシステムの確立を前提とした、密集地を中心にした予防ワクチンの使用を含めた防疫ガイドラインをきちんと打ち立てていただきたいというのがお願いでございます。

今まで家きん疾病小委員会でも生産者の意見を言う機会がございましたので、この際、ひとつお願いしたいと思います。ちょっと長くなりましたが、以上です。

#### ○田嶋部会長

どうもありがとうございました。

大変重要な御質問をちょうだいしたと思います。高病原性鳥インフルエンザ対策については、殺処分では不十分なので、今後、もっと大規模な発生があるのではないかと、そして予防的に用いるワクチンについてどのようにお考えなのかということ、それから衛生管理で予防が万全なのかということ、そしてまた国の役割についてどうお考えになるかということですが、これは課長あるいは局長からお答え願えますか。

#### ○栗本衛生管理課長

では、私からお答えさせていただきます。

御指摘のありました中で一点、O I Eの議論のことが紹介されましたけれども、この4月にO I Eが出しております勧告の内容は、高病原性鳥インフルエンザだけに限定した議論ではなくて、ワクチンを使った防疫対策について書かれていますが、これは一般的な疾病についての一般論としてまとめられているものだというふうに私どもは理解しております。

今のような生産者の方々の御意見を実は16日の金曜日に開催されました第8回の家きん疾病小委員会では十分に御紹介させていただいた上で御議論をいただいたという経緯がございますので、恐れ入りますが、喜田小委員長の方から御紹介いただけますでしょうか。

#### ○喜田委員

梅原委員がおっしゃったのはワクチンを使えば予防できるという前提の議論なわけですね。課長がおっしゃっていたのは、O I Eの常識というのは、高病原性鳥インフルエンザに関してはワクチン使用もオプションの一つとして考えて、国にそれをゆだねるということでございまして、ワクチンによって高病原性鳥インフルエンザが予防できたという例はまだない。

ワクチンについての過信が少しあるのではないかと思うのですけれども、おっしゃったように今のワクチンは不活化ワクチンですから、人の場合も同じように症状を抑えることはできても、ワクチンによって高病原性鳥インフルエンザの感染を防ぐことはできないというのは御存じのとおりです。したがって、家きん疾病小委員会では、できるだ

け早く、常時検査をして、家畜保健所が日本に172あるわけですけれども、1家保が責任を持って毎月検査をしていって、侵入があったら直ちに検出できるという体制を堅持しようということが趣旨でございます。それは予防でございます。

DIVAシステムというのはワクチン株と流行株との株の違いがわかるという便宜的なシステムであって、理想的なワクチンシステムではなくて区別できるという意味ですね。ですから、これをやったら全部バラ色というわけにはいかないと思います。

ですから、お気持ちはよくわかるのですけれども、この指針は各国と比べても多分遜色ないし、むしろリードしているというふうに自負してもいい指針だと思うのです。遅れているという御指摘でしたが、ワクチンについて、これは今使えないということを書き過ぎたためにそのようにお感じになったのではないかと思うのです。発生があったときに直ちに一つの養鶏場だけにとどめた例は我が国だけですね。どこの国でも、そこから同心円的に広がっているわけですが。前のマニュアルよりもさらに改正された指針に則れば、もっと早く検出できるし、もっと早くに抑え込みができるというふうに私どもは思っております。

足りないことがありますれば、補足願います。

#### ○田嶋部会長

局長から何か追加はありますか。

#### ○中川消費・安全局長

確かに実際に養鶏業を営んでおられる方からすれば、日々の経営リスクについての御心配は、私から申し上げるまでもなく、大変深刻な問題だと思いますし、アジアを中心として季節にあまり関係なく発生していることからしても大変な御心配だということはよくわかります。その点はきちっと行政として受けとめなければいけないと思っています。

他方、現在のワクチンの性能の水準ということからしますと、私から申し上げるまでもなく、むしろ専門の先生方が十分議論をされて、今のような状態ではワクチンの性能からしてマイナス面も相当大きいと。特にこの鳥インフルエンザの場合は、ある地域にウイルスが常在すると、変異が起こって公衆衛生の問題でもいろいろなリスクが高まってくる。つまり、鳥だけのリスク管理だけではなくて、人も含めた公衆衛生上の観点も考慮に入れて対応しなければいけないということで、より一層慎重になるわけでありませう。

ですから、ワクチン自体についても、より一層研究開発をして、問題がなくなれば何もこういう議論をしなくても済むわけでありませう。ほかの鶏に使われているワクチンは、そういう点では人にうつらない病気の場合であったりして、あまり問題がないということで実際に使われているわけでございます。ですから、この議論は、今日この時点においては、家きん疾病小委員会で議論いただいたように、最後の手段としてワクチンということも想定はするけれども、そこはきちんとした一定のルールをつくった上でやるというのが現時点での対応ではないかと思っています。

繰り返し申し上げますけれども、ワクチン自体の改良その他についての研究開発という面は十分努力をしなければいけないし、その点について行政面での支援もしていく必要があると思っています。

とりあえず申し上げますのはそういうことでございます。問題として実際に経営をしておられる方の御心配なり懸念の面は十分受けとめますけれども、ワクチンの現時点における使用という点では、この防疫指針に書かれていること、もう少し詳しくは別途家きん疾病小委で議論もされておりますが、そういった一定のルールに基づいてやるのが適

切ではないかと思えます。

#### ○梅原委員

喜田先生のお話ですと、ワクチンを使えば予防できると過信しているのではないかというお話でございましたけれども、私どもはワクチンがすべてだとは言っていないわけです。やはり予防衛生が基本で、発生したときには殺処分が原則だと思います。しかし、先ほど言いましたように1990年代の世界であまり流行していないときならそれでいいだろうけれども、今や世界中あるいはアジア中でどんどん出ていて、それが渡り鳥によっていつ入ってくるかがわからんという状況の中では、予防的ワクチン使用ということを含めないと、まず予防できないのではないかと。

喜田先生からも中川局長からもワクチンの性能というお話がございましたけれども、本当にそうなのだろうか。国が備蓄しているメキシコのワクチン、あれはあまり性能がよろしくないようで、抗体価が10から20ぐらいにしか上がらないということですが、アメリカでは150とか300に抗体価が上がる優秀なワクチンができていますし、アメリカ国家も備蓄を始めているという状況ですから、ワクチンの性能という問題も本当にそうなのかというところが我々はわからないわけです。

それから、予防できた例はないというお話でございませうけれども、本当にそうなのだろうか。私どものイタリアでの調査ではワクチンを使って根絶できたという報告も聞いております。そういう点からしても、私どもとしては、ワクチンを使うことは本当に弊害が多いのだろうか。人型に変異するのだろうか。そんな科学的データはないということも聞いておりますし、私どもも一応その辺のデータを持っています。

ですから、ワクチンにすべてを依存するということではないのですけれども、感染経路究明チームの報告の最後に、伝染病を抑えるには「①病原体、②感受性動物、③感染経路のいずれか一つ、又はその要因を遮断することにある」とありますが、全くこのとおりだと思います。ですから、消毒・衛生というのは感染経路を絶つということです。もう一つ、病原体というのは、世界じゅうにあるわけで、どんどん入ってくるわけですから、感受性動物を少なくする。そういう意味でもワクチンは今日的な日本の状況では絶対必要だと思います。これが5年先には必要ないという状況になるかもしれませんし、そのときは我々も使わないよにしたいと思っているのですけれども、今はやはり必要だと。

もし茨城県あたりで起きたら、どういうふう処理するか。鳥を50万も100万もどこへ埋めるのですか。それはいろいろ検討すると書かれていますけれども、現実的に日本の状況でそういうことができるのか。私は不可能だろうと思います。その始末をしている前にどんどん感染する。茨城や千葉の2000万羽ぐらいの鶏が全部死んでしまえば、それはおさまるかもしれません。しかし、そのときは養鶏業界は崩壊します。そういうことまで考えて指針をつくっていただかないと、我々としては非常に困る。

#### ○田嶋部会長

喜田委員、どうぞ。

#### ○喜田委員

そういうことを考えて、つくったんです。

今どんどん広がって行って5年後には広がらなくなるかもしれない、あるいは10年前は大丈夫だったと。でも、そんなに世の中は変わっていないんですよ。渡り鳥が持ってきたという証拠は全くない。要するに受けとめ方で、お気持ちはよくわかりますが、諸外国で鳥インフルエンザが発生している一番大きな原因は、生きた鳥を売り買いする市

場がもとになっているんです。そこから、本物の鳥、家きんを入れたり出したり、あるいはトラックにくっついてニューヨークのマーケットからペンシルバニアまで運ばれてうつつて広がったということがアメリカ合衆国でも東南アジアでも頻繁に起こっているわけですが、日本にはそういうことがないから、そういう点は心配ないわけです。

それから、渡り鳥が持ってくるということですが、今回も渡り鳥が持ってきたという証拠は得られなかった。むしろもっと違うものではないかということも感染経路究明チームでは言っているんです。東南アジアでこんなに起こっているから日本も危ないというのは私たちも同じ気持ちではありますが、今の御議論は、例えば新型インフルエンザが人にはやったら2000万人死ぬぜと言っているのと同じ議論になってしまう。ですから、科学的に一番ありそうなことを考えに考えを重ねていった結果、とにかく早期の摘発・淘汰が大事だと。これはよろしいですね。

○梅原委員

それは一緒です。

○喜田委員

そして感染防御できるようなワクチンを何とかしてつくろうという努力は一方で行っているわけです。しかし、不活化ワクチンである限り感染防御できないということも常識でありますから、例えば2億羽いる鶏、全部にワクチンを打つのですかという議論になってしまう。それは不可能ですね。

○梅原委員

いや、可能ですよ。

○喜田委員

それは無理ですよ。

○梅原委員

大丈夫です。

○喜田委員

養鶏協会傘下の企業では打たれるかもしれませんが、例えばその半数のブロイラーには打たないですね。すると、ワクチンを打っている鳥とワクチンを打っていない鳥がいたときに高病原性鳥インフルエンザウイルスが入ってきた場合、ワクチンを打っているところは命が助かるかもしれないけれども、ワクチンを打っていないところは全滅してしまいますね。

そういうこともお考えいただければ、今の最善の策はこの指針にあることだなと。私たちもワクチンを否定するものではないし、養鶏家の皆さんが倒産してしまうことを望んでいるわけでもなくて、どこの養鶏場も全部仲間でありますから、そういうことを考えた上で今の指針ができたわけで、この指針はどんどん見直していくべきものだというふうに認識しております。これが前世紀の指針であるとおっしゃるのには、そうではありませんと言いたいんです。

○田嶋部会長

高病原性鳥インフルエンザに対する対策については、全員が一致して、これが大きな問題であるという認識をもっていると思います。しかし、ワクチンを打つということに

については、それを有効だとする根拠、これによって変異が起こる等のリスクについて科学的な根拠がまだ十分でない。したがって、この指針にまとめられたことは最善のものであるということだと思います。

これに関して御追加の御発言はありますか。寺門先生、それから岡部先生、どうぞ。

○寺門委員

これはインフルエンザが衛生管理で本当に抑えられるのかというお話がありました。しかし、病原体、感受性動物、感染経路、この三つが伝染病の一番重要な要因で、これのどこかを抑えればいいというのは獣医学におけるこれまでの長い歴史の中で得た知恵なわけです。ただし、衛生管理というのは目をいつも向けていなければいけませんし、大変手間のかかることです。その手間のかかることをしなければできないわけです。しかし、それをすれば、できる。

ただ、先ほど梅原委員のお話にありましたように、確かに現実には養鶏産業も非常に大型化してしまっていて、そこまで目が届かない。だから問題なのだと。そして今度はワクチンの話になるわけですが、そのワクチンが今のところはまだ完全ではないということである以上、やはり目の届く範囲で衛生管理をしなければいけない。それができなくなってしまっているのだからという考えはいかがなものかと私は思うわけです。衛生管理というのは時間がかかり、実直にやらなければいけないわけです。それを無視した方法はいかがなものかという感じがいたします。

○田嶋部会長

課長、その点については指針の中に述べられておりますけれども、その文言等につきまして、もう少し詳しくお書きいただくというようなことはお考えなのでしょうか。

○栗本衛生管理課長

その部分についてはかなり取り込んで書いているつもりです。

○田嶋部会長

梅原委員、今の衛生管理についてでございますか。

○梅原委員

はい。

○田嶋部会長

どうぞ。

○梅原委員

寺門先生のお話は、話としては私もよくわかります。しかし、現実には集約的な飼育方法が成り立って、1㎡当たり、我々で言うと1坪3.3㎡に100羽どころか200羽ぐらい入って飼われているのが実際です。ですから、これを昔のように1坪10羽に戻せというのは、話としてはわかるわけですが、それにはものすごく時間がかかるわけです。コストもかかるわけです。

そういう現実を踏まえてどうやるかということになると、私どもとしては、ワクチンがなぜ悪いのかと。ワクチンをやることによって、防御はできないけれども、感受性は100分の1に抑えられるではないか。あるいは感染した鶏から出るウイルスの量も1000から1万分の1に抑えられるではないか。相乗効果として危険性が10万から100万分の

1に減るじゃないか。ということは、環境中に排出されるウイルスの量が減るじゃないか。これは人に変異する可能性も少なくなるじゃないか。どうしてこういうことが悪いのかというのが私どもの考え方です。

○田嶋部会長

岡部委員はこの点についての専門家ですらっしゃると思いますので、ワクチンの使用について御発言いただけませんか。

○岡部委員

私は人のワクチンの方をやっているのですがトリのワクチンの専門家ではありません。トリインフルエンザの人に対する影響、これは確かにあり得ることですけれども、変異をするのは非常にまれなことですから、あまりそのことのみを強調するのはどうかと思います。ただ、一般的に、ワクチンというとどうも100%よしあしということで議論されがちです。人のインフルエンザワクチンも導入のときはかなり議論があったのですけれども、おおよそ3分の2ぐらいの効果をどのぐらい許容できるか、必要とするか、という議論であったと思います。鳥のインフルエンザワクチンも決して100%の効果ではないということは梅原委員も御存じのとおりで、そこら辺のニュアンスですけれども、人のインフルエンザワクチンの場合は、人の死亡率を少しでも下げる、あるいは症状を軽くする。しかし、インフルエンザというものはそれでは完全にコントロールができないという認識のもとで導入されているわけです。ですから、動物の場合に不活化インフルエンザワクチンをどういう考えで導入するかというのは全体のバランスが必要だろうと思うのです。

OIEも鳥のインフルエンザワクチンが第一義的に有効であるというふうにして、それを直ちに、どこでも取り入れるべきだというふうに世界的にアナウンスをしているわけではないと思うのです。取り得るオプションとして考えるべきであるというような言い方ですので、その国の実情あるいは流行状況によって導入を考えるべきもので、今直ちに全世界に向けて鳥に対するインフルエンザワクチンを導入すべきだという段階には至っておりません。それは現行のワクチンの欠点はまだあるわけです。

それから、一方で私たちもデータを出していますし、養鶏業者の方々が御依頼のあったものにも論文を出していますけれども、被害の問題だけではなくて、今のワクチンをやった場合に、鳥インフルエンザが発生して後で殺処分というものを加えた場合、非常に経済的ダメージが大きくて、全体としては鳥へのワクチン接種は経済的に見合うものではないというのが私たちの作成した論文の内容です。

総合的に考えた場合、残念ながら今のワクチンでは十分ではない。しかし、ワクチンというものに対する期待は私たちもあるので、ぜひとも早急にこれをもっとよい広く使用し得るものに向けるような研究あるいは発達ができるようなことをお願いしたいと思っています。

○田嶋部会長

ありがとうございました。

この点につきましては、先ほど中川局長の方から国としても研究開発を続けていくという御発言がございましたので、今日、委員の先生方からちょうだいした御意見を踏まえて、引き続き意見交換を続けていきたいと思っています。しかし、この指針につきましては、現時点でベストのものであるという認識はあるのではないかと考えたのですけれども、いかがでございましょうか。

○栗本衛生管理課長

ワクチンの性能のことについて、お考えがいろいろあるのですけれども、御紹介させていただきたいのは、今、幾つかのワクチンについて同じ目線で比較できるような性能試験を動物衛生研究所でやってもらっております。そのことについての成績もしばらくの間に出ると思います。

もう一つは、我が国に対する侵入のリスクがどの程度かということについても、生産者の方々の心配と現状とちょっと違いがあるのかなという気がしております。感染経路究明チームの報告書をよく読んでいただきますと、その辺、随分分析していただいて、現状がどうかということがわかるように書かれておりますが、今後、周辺国での発生状況がどのように変わっていくか、わかりませんので、ワクチンの性能調査の結果や周辺の状況等をよく見きわめながら、それから、私どもは生産現場、特に養鶏の分野で御活躍の獣医師の御意見等も積極的に聞いておりますけれども、そういった話し合いを今後続けていきたいと思っております。

現時点での防疫指針は、この形でおまとめいただければと思っております。よろしくお願いたします。

○田嶋部会長

ありがとうございました。  
いかがでございましょうか。

○梅原委員

私どもとしては、この指針が現状におけるベターなものであるということについては、申しわけありませんが、ちょっと同意できません。そこだけははっきりしておきたいと思っております。

○田嶋部会長

生産者の側からの御意見として重く承らせていただきますが、本指針につきましては今の課長からの御発言どおりにさせていただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田嶋部会長

どうもありがとうございました。  
この指針の内容につきましては、今後、若干の文言の修正や構成の修正等があるかもしれないかもしれませんが、今日のディスカッションの中で取りまとめられた案に沿った案がとりまとめられた場合には、部会長である私の判断で、会議を開催せずに、その段階で委員の皆様方に御確認いただきまして、適当である旨の答申を出すということにさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」の声あり〕

○田嶋部会長

どうもありがとうございました。

飼養衛生管理基準の設定について

○田嶋部会長

それでは、続いて飼養衛生管理基準の設定について御議論いただきたいと思います。まず、衛生管理小委員会の委員長である柏崎委員から御報告をお願いしたいと思います。

○柏崎委員

御報告いたします。

この衛生管理小委員会は、昨年11月に第1回を開催しております。そして今年6月に第2回を開催いたしました。

審議は、各種伝染病の発生様式とか、あるいは従来から衛生管理措置がとられている事項を参考にしながら審議してまいりました。その中で委員から一つ二つの意見が出ました。その一つは、ただいま議論されました高病原性鳥インフルエンザの発生経験を踏まえまして、その予防のために必要と考えられる措置を盛り込むべきではないかという意見。もう一つは、疾病の発生要因といたしまして、畜舎内の飼育密度、過密な飼育環境ということがあるわけですが、そういったことも衛生管理基準としては重要なポイントになるのではないかと御意見をいただきました。

そのことを盛り込むように努力しながら意見交換を行ったわけではありますが、先ほど御意見がありましたように家畜の種類や飼養規模が非常に多様でございますので、この管理基準におきましては最低限遵守すべき事項について取りまとめを行ったものであります。これは後ほど御議論いただきますが、例えば畜舎及び器具の清掃あるいは消毒を定期的に行うこととか、あるいは畜舎に出入りする際には消毒等の措置をすること、あるいは清浄な飼料あるいは水の給与に努めること、家畜の健康管理に努めること、また家畜の異常発見時には獣医師が関与した方がよろしかろう、そして他の農場から家畜を導入する場合には一定期間隔離するといったことを規定したところでございます。

極めて基礎中の基礎のところを遵守すべき事項としてつくりました。ひとつ部会の方で御審議のほど、よろしく願いいたします。

○田嶋部会長

どうもありがとうございました。

小委員会での調査審議を経て取りまとめられた飼養衛生管理基準について、事務局から詳細な説明をお願いいたします。

○栗本衛生管理課長

それでは、お手元に資料の7と8、参考資料5を御用意いただければと思います。

資料7は前回もごらんいただいた資料でございますが、この基準がどういうものかということをござつと御説明させていただきたいと思います。資料8のような形の条文を農林水産省令「家畜伝染病予防法施行規則」の中に定めていくこととなります。これの遵守が所有者に義務づけられることとなります。

その実効性を確保するためには、この基準に違反している所有者の方に対しては、まず都道府県知事が遵守すべき事項を定めて、勧告をしていただきます。さらに、この勧告にも従わない所有者の方に対しましては、当該勧告に従うべき旨の命令を知事が出すこととなります。さらに、この命令にも違反した場合には罰則が課されるということで、罰金30万円が課されることになるという性格の基準でございます。

今、柏崎小委員長からかなり詳細な御説明がございましたけれども、この基準を出し

ますときに、これとあわせて少し詳しい、助言したり指導したりする立場になる都道府県の方に宛てて指導指針案を出そうと思っております。参考資料5として御用意しておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。

目的、趣旨、今申し上げたようなことが1枚目に書いてあります。

2ページの3の(2)からが基準になります各号についての説明が書いてあります。

まず「一 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。」ということです。これは、病原体が含まれている唾液とか糞が作業衣や作業靴、あるいは家畜の体について他の家畜へ伝播する可能性があるということで、この経路を遮断することを目的としております。さらに、現場で御指導いただくのに必要なことを詳しくその後に書いております。

次のページにまいりまして(3)が二項目でございまして、「他の農場等に立ちいった車両が農場に出入りするときは、当該車両の消毒に努めること。」とされています。家畜や生産物の出荷や飼料の運搬等のときに車両が病原体を運ぶ可能性については、かなり心配されるということですが、一律に遵守を義務づけることについては、いろいろな飼養形態があることから、「努めること。」という言い方で加えられたものでございます。

終わりの3行ぐらいのところにあります。車両の消毒の方法としては、家畜の種類や飼養形態、農場の規模、畜舎の構造、車両の種類等によって適切な方法を選択することが望ましい。その経営体に応じて対応していただくということになると思います。

(4)は「三 畜舎に出入りするときは、手指、作業衣、作業靴等について、病原体が広がるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。また、他の農場等に立ちいった者がみだりに畜舎に入らないようにすること。」ということでございます。これも当たり前のことですが、人の出入りが主要な感染経路とされておりますので、こういうことが置かれております。

次のページの真ん中あたり、(5)です。「四 畜舎の屋根、壁面の破損を修繕するとともに、窓、出入口等の開口部にネット等の必要な設備を設ける等により、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努めること。また、必要に応じて、ねずみ及びはえ、蚊等の害虫を駆除すること。」とございます。これはまさにインフルエンザを経験して具体的に書き込まれておりますが、ねずみや野鳥等の野生動物、はえや蚊の害虫に病原体が感染又は付着することによって侵入が拡大するおそれがあるので、この経路を遮断することを目的に置かれております。

その次のページの(6)でございますが、「五 家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が混入しないよう、清浄な飼料及び水の給与に努めること。」でございます。家畜やねずみ、野鳥等の糞や尿、唾液等に病原体が含まれていた場合、これらが餌や飼料、水に混入することで感染源になるということで、この経路を遮断することを目的としているものでございます。

それから、(7)の「六 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療又は指導を求めること。」ですが、これも次のページの1行目の終わりあたりから「通常の飼養管理の中で、常に家畜の健康状態に注意を払い、何らかの異常が認められた際には遅滞なく獣医師の診療を受けることが極めて重要である。」という観点での記載です。

それから(8)、「七 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。」です。これは先ほど小委員長からも紹介がありましたけれども、過大なストレスを与えたりすることや、同居する家畜との接触の機会が増えることで伝染性疾病を含む疾病を誘発することを防止することを目的としております。

次のページの（９）ですが、「八 家畜を他の農場等に出荷する際には、当該家畜が移動することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。」でございます。この場合、「健康状態を確認すること」というのは獣医学的な知見に基づき健康である旨の診断を行うことではなく、その家畜の所有者が日常の飼養管理の中で得られる通常の家畜の状態に照らして、異なることがないことを確認するということを指しております。必要に応じて獣医師の診療を求める必要があることは言うまでもないわけでございます。

これは出荷をする際のことでございまして、（１０）は導入する場合のことを記載しております。「九 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。」でございます。これも一定期間隔離をして、様子を見てから、もともといるほかの家畜と一緒にするといったような基本的なことでございます。

それから、次のページの（１１）は「十 疾病ごとの症状、原因、感染経路等、家畜の伝染性疾患の発生の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。」で、これは家畜の所有者の方が家畜を飼っている責任において知っておくべき知識、衛生管理に当たって具体的に活用できる技術については積極的に習得に努めていただく必要があるということでございます。

こういったことにつきまして、この指導指針を出して、実際にはさらにもう少しわかりやすいＱ＆Ａのようなものもつくって、生産者の方に確実に守っていただけるようにしていく予定にしております。

以上でございます。

#### ○田嶋部会長

どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明、また先ほどの小委員会からの御報告につきまして、御質問や御意見などがございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでございますか。

#### ○寺門委員

これで大変結構ですけれども、言葉の使い方といいますか、現在コーデックスなども有機畜産物に絡んだ動物福祉、それからＯＩＥも中に動物福祉のセクションを置いて検討するという福祉に関して世界的な流れがあるわけです。飼養管理の中で、例えば過密を防ぐということは、ある面ではストレスの問題、動物福祉がらみの話ではないかともいえるわけです。そういう福祉的な考えを動物管理の中に言葉として入れておいた方がよろしいのではないかという感じがしたわけですが、その点は検討されたのかという質問です。

#### ○栗本衛生管理課長

小委員会の段階ではそういった御議論もいただいておりますが、この飼養衛生管理基準は衛生管理の方法に関して家畜の所有者が遵守すべき基準ということになっておりますので、御指摘のような福祉の観点からという言い方はこの基準の中には盛り込んでいないのですけれども、おっしゃるように、ある面では福祉の観点からということにも当てはまる。先ほど御紹介いただいた条項はそういうことでございますので、これにつきましては、衛生管理基準の遵守に当たって防疫員等が必要な助言・指導を行うこととなりますので、そのときには福祉の観点からも必要な助言・指導をするように周知をして

いきたいと思います。

ちなみに、動物の愛護及び管理に関する法律においての基準は別途定められているところですので、こういうことにつきましてもあわせて指導・助言ができるような形で、もう少しQ&Aのようなものを用意したいと考えております。

○田嶋部会長

よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

○梅原委員

この基準に関しては異論ございません。このとおりで結構だと思えます。

委員の先生方に御認識いただきたいのですが、先ほど委員長さんの方から、家畜が抱えている実態がさまざまなので検討するに当たって大変だったというお話がございました。確かに養鶏の場合は濃密飼育が非常に盛んになってきております。しかし、濃密飼育が環境が悪くて不衛生な農場かという、必ずしもそうでもないということを御理解いただきたいのです。私も40年以上、鳥を飼っていますけれども、昔は平飼いで飼っておりまして、そのうち場当たりになって坪当たり10羽から20羽ぐらいから、私の鶏舎は現在坪当たり70~80羽入っています。多いところは200羽ぐらい入っているところもあります。しかし、200羽入っている鶏舎は環境が悪くて、そのことによって鶏が健康を害し生産性が落ちているかという、そういうことではないんです。むしろウィンドウレスで鶏舎内の環境をコントロールすることによって、死亡率も減りますし、生産性も上がっているのが事実でございます。そこは御理解いただきたいということ。

もう一つは獣医さんの件ですけれども、そういう中で普通は獣医さんによって常に点検が行われ、飼われている鶏の血清が検査され、あらゆる病気に対する抗体がどのぐらいあって安全であるかということがチェックされている。それで初めて養鶏が成り立っているのだということ。そういう中で、たった一つ私どもが心配なのは、防ぎようのない伝染病対策がどうにもならない。それがインフルエンザなのだ。こればかりはどうにもならないのだということをぜひ御理解いただきますよう、お願いをしたいということ。

○田嶋部会長

ありがとうございました。

○柏崎委員

私、今の梅原委員の意見に全く同感でございます。むしろ問題なのは中小規模の家畜飼養者の実態であります。小さいところはどうしても衛生管理に対して無関心と申しますか、知識もそれほど備わっていない方々が家畜を飼養している場面が実際には多いわけでございます。ところが、国の衛生水準ということを考えた場合、そういった農場がありますと、どうしてもその水準にレベルが合ってきてしまうような傾向がどこの国でもございます。ましてや、梅原委員が何度もおっしゃるように、何かの伝染病が入る確率、リスクはそういう中小規模のところの方が高いわけです。裏を返せば、こういう基準をあまり遵守していないということが一方であるわけで、私は、日本の家畜衛生における水準のレベルアップのためには、ぜひともこの基準を広く遵守できるように御指導願いたいと考えております。

以上です。

○田嶋部会長

ありがとうございました。

この点に関しまして事務局の方から追加の御発言などはございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

そのほか、飼養衛生管理基準につきまして追加の御発言や御質問などはございませんでしょうか。

ないようでございますので、この基準に関しましても、指針の場合と同様、今後若干の文言の修正や構成の修正のみで、実質的に御説明のあった案が取りまとめられた場合には、部会長の私の判断で新たに会議を開催せずに、その段階で委員の皆様の御確認をいただくということで答申をまとめてまいりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田嶋部会長

どうもありがとうございました。

今後の手続のほどはよろしくお願いいたします。

#### 今後の部会及び小委員会の運営について

○田嶋部会長

引き続きまして、今後の審議会の進め方について御相談したいと思います。事務局の方から何かお考えがありますれば、御提示くださいませ。

○栗本衛生管理課長

今後の家畜衛生部会と各小委員会の審議のスケジュールにつきましての考え方を御紹介させていただきたいと思っております。

次回の部会につきましては年内を目途に開催させていただきたいと考えておりまして、一つは家畜衛生をめぐる情勢を御報告させていただいて、二つ目は基準や指針の周知等の状況がどのようになっているかということをお紹介させていただき、三つ目は新たに作成すべき防疫指針等、これでおしまいということではございませんので、それにつきまして御議論いただきたいと思いますと考えております。

また、それに伴いまして、各小委員会につきましては、技術的な御助言をいただくために、必要に応じて開催させていただければと考えております。

○田嶋部会長

ありがとうございました。

ただいま事務局の方から審議のスケジュールについての希望が出されましたけれども、これでよろしゅうございませうか。

○大木委員

一つだけ別のことで発言させていただきます。

前に戻って恐縮ですけれども、いろいろな指針の中で使われている言葉で「家畜防疫員」というのがいっぱい出てきますね。見えていますと、これがすごく重要な役割なのだと思えますし、大変だから、きつこういうふうにな人数も増えたのだなということが

御説明でわかりましたけれども、言葉として、一般の者は「家畜防疫員」というのがわからないんです。ですから、これはどういう資格の方がこういうものになっているのかということをお聞きしたいことが一つ。

それから、先ほど家畜衛生に関する情報の発信というふうに御説明いただきましたけれども、こういうものが発生してこうだというだけではなくて、こういうときにこういう人がこんな役割をして、こんなふうに行っているのですよという説明が、発信のところにあればと思います。これは専門用語だと思うのです。普通一般には本当にわからない言葉で、私も初めてですし、みんなにも聞いてみましたら、こういう言葉があるのは知らないわということですので、できるだけ理解をして、みんなが信頼できるように、こんな役割をこういう人がやっているのだということも情報発信の中に入れていただきたいというお願いでございます。

そこで、どういう人にそういう資格があるのかということをお聞きしたいと思ったんです。

○栗本衛生管理課長

先ほど御紹介いたしました2477名のうち、これは都道府県の職員で、獣医師である人が2173人ですが、獣医師の資格を持った方でなくても家畜防疫員に任命されることがございます。畜産等に十分な知識・経験を有する人が任命されるということになっております。

○大木委員

その方たちは、その資格は持っていて、普通は別の仕事をしていらっしゃるわけですか。

○栗本衛生管理課長

家畜伝染病予防法に基づいて置くことになっておりまして、家畜伝染病予防法に基づきます防疫措置をとるための人というふうに御理解いただきたいと思います。そのために置かれているという形でございます。

○大木委員

ありがとうございました。

○栗本衛生管理課長

今後、わかりやすい記述に努めさせていただきます。

○大木委員

獣医さんがなっているのかしら、どういう人がなっているのかしらという素朴な質問が聞こえてまいりますので、その点、よろしくお聞きしたいと思っております。

○栗本衛生管理課長

はい。

○田嶋部会長

では、よろしくお聞きします。

そのほか、御意見あるいは御提案等はございますでしょうか。

いかがでございますか。

特段ないようでしたら、本日の会議はこのあたりで終わらせていただきたいと思います。

なお、本日の議論の結果を踏まえて、今後、事務局の方で作業を進めていただきたいと思います。事務局からさらに御連絡いただくことはございませんでしょうか。

○栗本衛生管理課長

次回の日程につきましては、また後日、御都合を聞かせていただきますので。

○田嶋部会長

どうもありがとうございました。

本日予定の議事は無事終了いたしました。長時間、活発な御討議をいただきまして、本当にありがとうございました。これをもちまして食料・農業・農村政策審議会消費安全分科会第2回家畜衛生部会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉 会